

草地改良の進め方とその技術(下)

畜産課飼料係

草地造成後の維持管理の問題点および解決策

A 技術的な問題

- 1、団地選定にあたり利用方式を十分考えずに行ない目標を見失っているか、または安易な考えで造成されたものがある。
- 2、利用施設の不備により、農家の依存意識が薄らぐ。
- 3、維持管理労力および所要資材の確保が困難である。
- 4、早魃及び寒害、水害に対する措置が取られず生産量が低下するため利用意欲が減退する。
- 5、収穫及び処理についての認識が薄い

解決策

- 1、管理主体が年間の維持管理計画を樹て、適時に利用者および管理者を督励する。
- 2、所要労力および資材の年間需給計画を樹て、確実に実行する。
- 3、生産物の処理および保存対策を徹底指導する。

B 経営的な問題

- 1、土地の権利関係が複雑しているため管理主体の意志が徹底しない。
- 2、事業主体、または管理主体が自らの責任を放棄し、利用および管理についての措置を怠っている。
- 3、土地所有者、および利用権者間の誤解は、事業主体の受託契約および管理規程を履行しないことによって生ずるもので、一考を要する。
- 4、管理規程に明記した利用料徴収は厳重に行い、利用料により維持管理に要する経費をまかなうべきである。この点を放任しておくことにより、責任の所在が不明となっている。

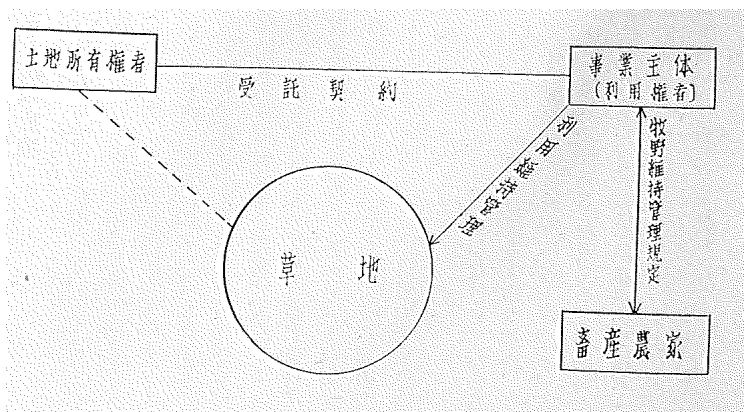
解決策

- 1、牧野維持管理規程、および受託契約の完全履行によりすべて解決される。
- 2、畜産農家は草地に対し、所有または利用権はないものと考えるべきである。従って、土地所有者と受託契約を結んだ事業主体が利用権者であり、管理規程を制定したものが管理主体である。

部落に管理を委任した場合、全面的な委任がない限り、部落には利用権者としての権利はない。

岡山県の場合、殆んどは事業主体＝管理主体＝市町村または農協であり維持管理についての権利、義務、責任は、事業主体に帰一するものである。

部落に一部管理を委託している例が多いため、土地所有者が所有権の侵害があるのではないかとの誤解を招いているので、利用権はあくまでも市町村農協であることを認識させるべきである。この為にも管理規程に定めた利用料は必ず徴収すべきであります。



草地の維持管理

1 草地の維持管理

その草地の利用度により決定されるものであり、利用方法により草生の状況を改善していくように考慮する必要があります。利用面から考えた場合、現在の刈取り、または放牧は収量の増大を望むため、とかく徒長した牧草を用いているが、草の再生能力を抑圧し、収穫されたものについてもkg当りの栄養分は極めて低く、折角採食したものの十分な栄養分を含んでないというきらいがあります。

従って牧草類は約30cmくらい伸びたものを高刈して用いるか、またはこのころ放牧して採食させることが、摂取量が少なくして栄養分が多く、家畜には最適であると同時に、この時期は草の成長点が低い因此これを侵されることが少なく再生力が強く、草地の荒廃を防ぐことになります。

公共事業による草地改良（中規模草地改良）事業の事務手続

年次	県	農林事務所	市町村、農協（事業主体）
随時	草地開発基本調査	→	適地通知
事業実施年度以前	中規模草地改良調査計画	←	中規模草地改良調査計画実施承認申請 (毎年度4月1日まで)
		→	1部委託 → 適地通知
事業実施年度	← 協議事業実施協議書作成	←	← 当該年度中規模草地改良設計書作成
	← 国からの事業内示	→	→ 事業内示
	← 補助金交付申請	←	← 補助金交付申請
	→ 補助金交付決定	→	事業着手報告
	→ 事業実施状況報告	←	← 補助金交付決定通知
	← 補助金概算払請求	←	← 事業実施状況報告 (11月20日)
	概算払	→	← 補助金概算払請求
	← 実績報告	←	← 実績報告(精算)

設計書
地 図
実 測 図
見 積 書
現 況 写 真
事 業 効 果
牧 道 の 場 合
設 計 測 量 図 書
見 積 写 真 書
資 材 調 査 書
土 積 計 算 書
工 事 請 負 契 約 書
牧 柵 の 場 合
牧 道 と 同 じ

また 30cm 以上に、徒長することにより、部下にある茎葉に対する日光の照射が少なくなり横変、腐敗、根腐、病害を招き易くなりますので、30cm 位の時に収穫することが草地の維持管理に最も重要な問題となるのです。

特に必要な事項を例記してみますと

- 1、適期刈取、または適期放牧による草地の効率利用
- 2、刈取ごとに草地肥料を追肥する
- 3、追播
- 4、ローラーまたは家畜による踏圧を行い霜害、早害を防ぐ
- 5、病害虫および雑草の発見に努める
- 6、乾草およびエンシレージの増産確保
- 7、年中放牧を計画し草地の最大利用と飼養管理の省力方法を図る

◎害虫

こおろぎ、夜盗虫、針金虫等 10 アール当り B H C 粉剤等 3kg 散布

うりはむしもどき、おかものあらい、のはらなめぐじ等 10 アール当り消石灰 20~80kg 2~3 回に分け散布

◎病害

一般農作物と同じ病害が多いため、耐病性品種の利用と種子の消毒、早期刈取を励行する。

2 更 新

草地造成後の肥培、維持管理方法により 3~4 年で草生が衰える傾向が生じた場合の更新方法であるが、ハローイング後追肥追播をするか、または一定面積に家畜を多数入れて、重放牧と放牧を、組み合わせて草地の更新を行う。

3 年中放牧

草地の維持管理利用について、特に育成牛または肉用牛の年中放牧方法を考えてはどうか、すなわち舎飼のものを 3~5 月は集約草地へ、6~8 月にかけて自然草地へ、9 月~翌年早春までは、雪の少ない所に仮設牛舎を建て乾草、エンシレージを供給する。これ等の家畜は刈取適期の牧草、乾草、エンシレージにより十分飼育し得るのであって、農家の労力を節減する方法としては最も考慮されるべきものと考えます。

年中放牧で特に注意しなければならないことは、各家畜の健康状態の強弱、年令層、衛生、看視対策を考えることであり 1 人で、500 頭を看視する。農協または市町村の造成した草地については、一応研究してみたらよいと思います。